

10.2 投資・サービス章留保表（附属書 I & II）

米国

梅津英明*

柴田久**

I. 現在留保（附属書 I）

投資章・サービス章における米国の中央政府・地域政府レベルでの現在留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。なお、下記で特段の記載のない限り、中央政府レベルでの現在留保を意味する。

分野	留保対象義務／概要
原子力	内国民待遇（投資章） 原子力の利用・製造設備を商用目的で製造・輸出入等を行う場合には、米国原子力規制委員会のライセンスが必要となるが、外国企業等には、このライセンスは付与されない。
鉱業	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章） 外国人・外国企業は、石油・ガスパイプラインのための地役権等を取得できない。米国市民でない者は、その母国が米国市民・企業に対し、同様な権利を認めている場合には、石油・ガスパイプラインのための地役権等を取得する国内企業の 100%の持分を保有することができる。
全分野	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章） 海外民間投資会社（OPIC）のプログラムは、米国市民でない者には利用できない。外国企業による利用の可否は、米国の所有、関与の程度などに応じて決まる。
航空輸送	内国民待遇、最恵国待遇並びに経営幹部及び取締役会（投資章） 米国市民である航空会社のみが国内航空輸送を行うことができ、また、米国の航空会社として国際的な定期・不定期の航空輸送を提供できる。 米国市民とは、米国市民である個人などの他、社長並びに取締役及び他の執行役員の 3 分の 2 以上が米国市民であり、かつ、議決権の 75%以上が米国市民によって保有等されている会社をいう。
航空輸送	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）

* うめつ ひであき／弁護士・森・濱田松本法律事務所

** しばた ひさし／弁護士・森・濱田松本法律事務所

	経営幹部及び取締役会（サービス章） (a) サービス章 専門的な航空輸送サービスの提供には、運輸省の認可が必要となる。 TPP 締約国の者は、当該 TPP 締約国が TPP 協定において相互主義を提供している場合には、認可を受けることができる。 (b) 投資章 外国の民間航空機は、米国における専門的な航空輸送サービスの提供にあたり、認可を得る必要がある。個別の申請の認可にあたり、運輸省は申請者の国が米国の民間航空機の運用者に相互主義をどの程度提供しているかについても検討する。
陸上輸送	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章・サービス章）、現地における拠点（サービス章） (a) サービス章 米国の国民又は企業が、米国で登録され、かつ、米国で製造又は納税済みのトラック又はバスを利用している場合に限り、米国領域内でのトラック・バスサービスを提供することができる。 (b) 投資章 メキシコの国民又は企業による米国内での（国際貨物を除く）物品輸送のためのトラックサービスの提供の認可については、相互主義に従う。
全分野	内国民待遇及び最恵国待遇（投資章） 外国企業（カナダの発行会社を除く。）は、公募や有価証券報告書の提出などの際に、1933 年証券法又は 1934 年証券法に基づく中小企業登録フォームを利用できない。
通信（無線通信）	内国民待遇（投資章） 外国人や外国資本が一定以上入っている企業による無線ライセンスの保有が制限されている。
全分野	内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章）並びに現地における拠点（サービス章） 地域政府レベルの留保として、米国における全ての州、コロンビア特別区及びプエルトリコにおける既存の全ての不適合措置が規定されている。
	【解説・コメント】

	地域政府とは、米国については、同国の州、コロンビア特別区又はプエルトリコをいう（1 章附属書 1—A）。
--	--

【附属書 I に関する全体的解説・コメント】

日本は米国との間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。

II. 包括的留保（附属書 II）

投資章・サービス章における米国の包括的留保のうち、主な内容は以下の通り（全ての分野を網羅しているものではない点に留意されたい。）。

分野	留保対象義務／概要
運送	内国民待遇（投資章・サービス章）、最恵国待遇（投資章・サービス章）、現地における拠点（サービス章）、特定措置の履行要求（投資章）、経営幹部及び取締役会（投資章） (a) 投資章・サービス章 海上運送サービス及び米国籍船の運用に関する措置の採用・維持が留保されている。但し、(i)船舶の建造・修理は、この留保に含まれず、また、(ii)港湾活動のうち陸上での活動は相手国によって同等の市場アクセスが認められることを条件に認められる。
全分野	最恵国待遇（投資章・サービス章） 米国は、TPP 協定が発効するまでの間に発効し又は署名された二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 米国は、以下に関する事項については、TPP 協定の発効後に発効し又は署名される二国間又は多国間の国際協定に従って他の国に異なる待遇を与える措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 (i) 航空 (ii) 漁業 (iii) 海事（海難救助を含む。） (iv) 国際的な商用宇宙打上げ市場における衛星の打ち上げ

米国は、市場アクセス（サービス章）につき、全ての分野において、サービスの貿易に関する一般協定（GATS）第 16 条における米国の義務に矛盾しない措置を採用又は維持する権利を留保している。但し、同条に規定する市場アクセスの内容は、概要、以下の点で改善している。

【解説者注】

下表の記載において、第 1 モードとは、越境取引（ある国の領域から他の国の領域へのサービス提供）を、第 2 モードとは、国外消費（ある国の領域における他の国のサービス消費者へのサービス提供）を、第 3 モードとは、商業拠点（ある国のサービス提供者によ

る、他の国の領域における商業拠点を通じたサービスの提供)を、第4モードとは、人の移動(ある国のサービス提供者による、他の国の領域内における自然人を通じてのサービス提供)をそれぞれ意味する。

分野	市場アクセスの改善
外国法コンサルティングサービス	以下の各州につき、新たな約束をした。 ・ルイジアナ州、ニューメキシコ州 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：制限しない。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。 ・アリゾナ州、インディアナ州、マサチューセッツ州、ノースカロライナ州、ユタ州 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：州内に法律事務所を設けるという制限を付した上で認める。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないとした上で、追加的に州内に法律事務所を設けるという制限を付す。 ・ミズーリ州 第1モード：制限しない。 第2モード：制限しない。 第3モード：州内の法律事務所との提携という制限を付した上で認める。 第4モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないとした上で、追加的に州内の法律事務所との提携という制限を付す。
会計、監査及び簿記サービス	第3モード：アイオワ州において会計事務所は法人を設立する必要があるとの要件が削除される。 第4モード：特定の州においては、監査

	を実施するためのライセンスを受領するための州内の事務所の維持という制限に修正される。
エンジニアリング・サービス／総合エンジニアリング・サービス	第 4 モード：従来の記載から、分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されないとの制限に修正する。
研究及び開発のサービス（自然科学の研究及び開発のサービス、社会科学及び人文科学の研究及び開発のサービス、学際的な研究及び開発のサービス。但し、公的資金による資金援助を受けているものを除く。）	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
技術検査及び分析サービス（政府により義務付けられたサービス・公的資金による資金援助を受けているサービスを除く）	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
その他の実務サービス／その他	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
急送便サービス（附属書 10-B（急送便サービス）に定義）	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
その他の郵便サービス	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで

	記載されたものを除き拘束されない。
提供者の所有するケーブルシステムを通じた多チャンネルビデオサービス	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
情報サービス	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
高等教育サービス（飛行教育を除く）	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
映画及びビデオテープの制作及び配給サービスなど	分類を変更したうえで、変更後の分類について、以下の約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
環境サービスなど	分類を変更したうえで、変更後の分類について、以下の約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
健康サービス	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。

	第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない
道路貨物輸送	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。
貨物取扱サービス、倉庫サービス、貨物運送代理店サービス（海上・航空運送サービスを除く。）	以下の通り新たな約束をした。 第 1 モード：制限しない。 第 2 モード：制限しない。 第 3 モード：制限しない。 第 4 モード：分野横断的なセクションで記載されたものを除き拘束されない。

【附属書Ⅱに関する全体的解説・コメント】

日本は米国との間で投資協定又は経済連携協定を締結していない。TPP 協定では、義務が適用されない措置や分野を列挙する方式（いわゆるネガティブ・リスト方式）が採用され、法的安定性や予見可能性が高まった。また、上記のとおり、GATS 第 16 条に規定する市場アクセスの内容が改善している。

III. 備考及び更新情報

ver.2 : I. に全分野留保を加筆の上、TPP 協定（訳文）、及び他の締約国の留保表の解説における表現等に平仄を合わせた字句訂正及び加筆・修正、その他表のフォーマット調整を行った。

ver.3 : 附属書Ⅱに関する全体的解説・コメントを加筆の上、明確化のための加筆・修正を行った。